

令和7年度 児童相談の状況

令和8年10月1日
島根県健康福祉部青少年家庭課
社会的養育推進スタッフ 福井
児童・女性相談係 深田
電話：0852-22-6190、6899

1 児童相談の対応状況

相談種別	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村	
養護相談 (虐待相談を含む)	1,247	50.3%	694	81.2%	1,026	41.0%	719	74.1%	1,166	45.1%	823	75.6%
保健相談	1	0.0%	3	0.4%	0	0.0%	3	0.3%	0	0.0%	2	0.2%
障がい相談	982	39.6%	10	1.2%	1,210	48.4%	12	1.2%	1,100	42.5%	8	0.7%
非行相談	55	2.2%	3	0.4%	45	1.8%	5	0.5%	57	2.2%	4	0.4%
育成相談	173	7.0%	34	4.0%	180	7.2%	73	7.5%	214	8.3%	70	6.4%
その他	22	0.9%	111	13.0%	40	1.6%	158	16.3%	49	1.9%	181	16.6%
合計	2,480	100.0%	855	100.0%	2,501	100.0%	970	100.0%	2,586	100.0%	1,088	100.0%

※小数第二位四捨五入

○令和7年度の対応件数は、児童相談所で2,586件（前年度比85件、3.4%増）、市町村は1,088件（前年度比118件、12.2%増）

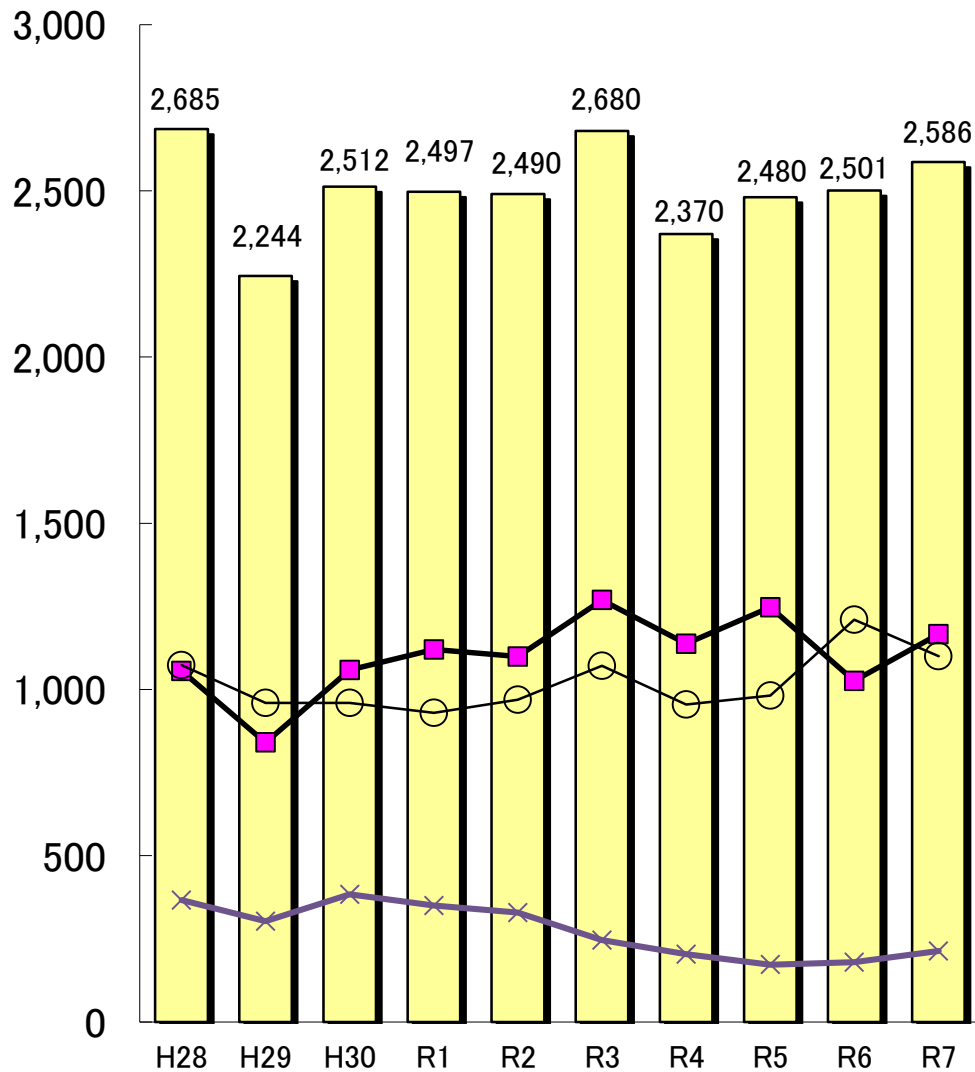
○相談種別は、児童相談所は養護相談が最も多く、次いで障がい相談、市町村では養護相談が最も多く、次いでその他の相談となっている。

《参考》相談の種類及び主な内容

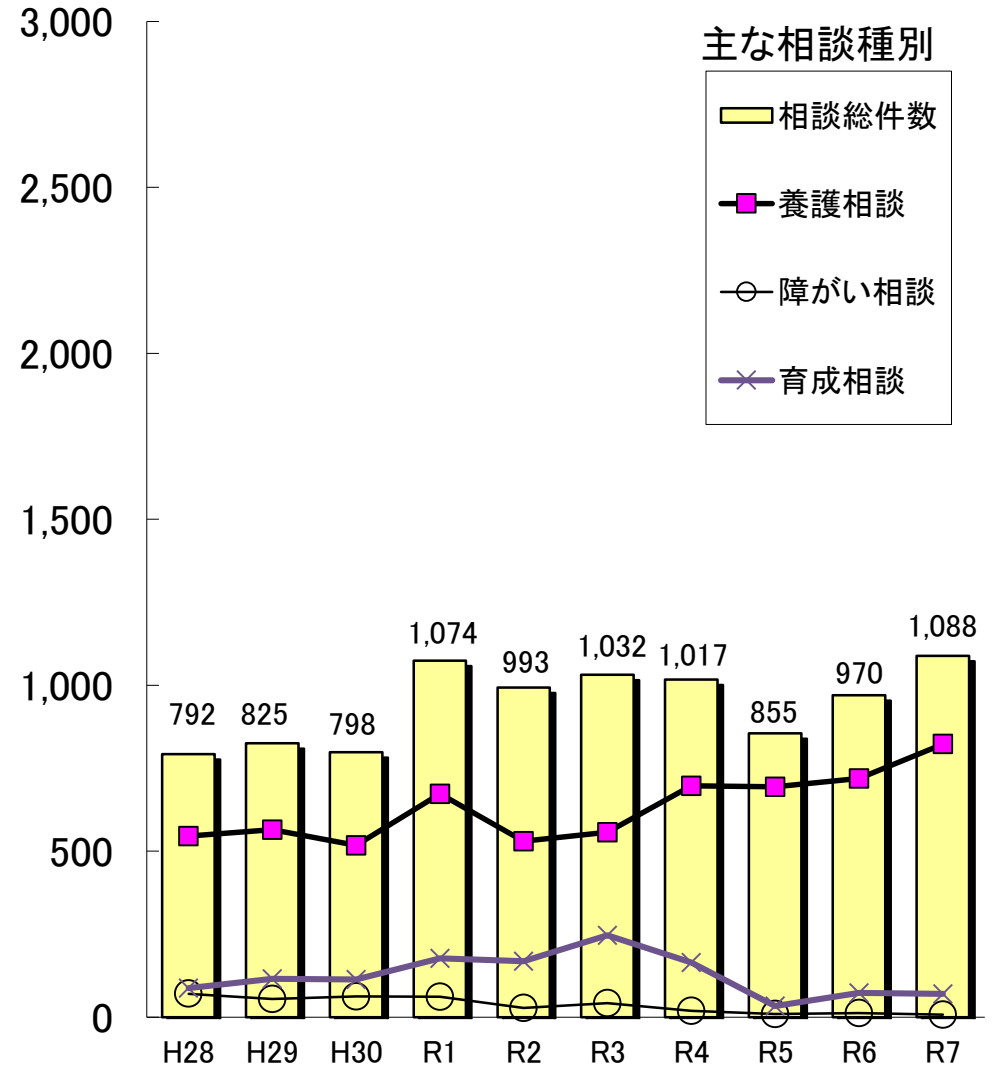
1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、児童虐待等の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
2. 保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）を有する児童に関する相談
3. 障がい相談	肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、発達障がいに関する相談
4. 非行相談	
ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
5. 育成相談	性格行動、不登校、適性（進学適性・職業適性・学業不振等）、育児・しつけに関する相談
6. その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

児童相談対応状況の推移

児童相談所



市町村

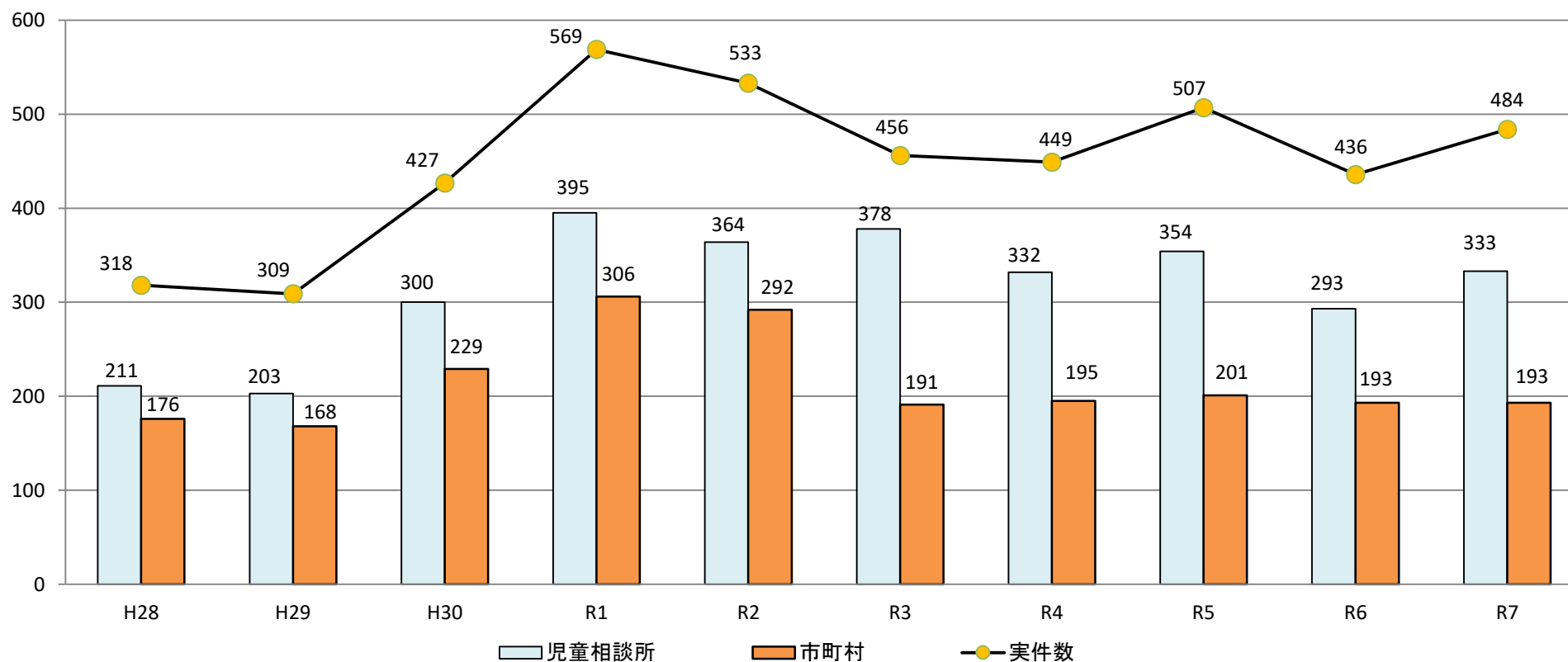


主な相談種別

- 相談総件数
- 養護相談
- 障がい相談
- 育成相談

2 児童虐待相談の状況

○児童虐待相談対応(認定)件数の推移



○令和7年度の児童虐待相談の対応（認定）件数は、児童相談所が333件（前年度比40件、13.7%の増）、市町村が193件（前年度と同数）となった。

○児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース42件を除くと、県内で新たに児童虐待相談として対応（認定）した件数は484件（前年度比48件、11.0%の増）となった。

(1)- 1 受付経路(児童相談所)

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
R5年度	14	1	15	4	48	0	3	49	72	0	6	132	10	354
	4.0%	0.3%	4.2%	1.1%	13.6%	0.0%	0.8%	13.8%	20.3%	0.0%	1.7%	37.3%	2.8%	100.0%
R6年度	14	2	11	5	35	0	1	34	62	0	3	123	3	293
	4.8%	0.7%	3.8%	1.7%	11.9%	0.0%	0.3%	11.6%	21.2%	0.0%	1.0%	42.0%	1.0%	100.0%
R7年度	17	1	11	3	33	0	5	51	11	0	10	101	90	333
	5.1%	0.3%	3.3%	0.9%	9.9%	0.0%	1.5%	15.3%	3.3%	0.0%	3.0%	30.3%	27.0%	100.0%

○児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、警察等からが101件で最も多く、全体に占める割合は30.3%となっている。次いでその他、学校等からとなっている。

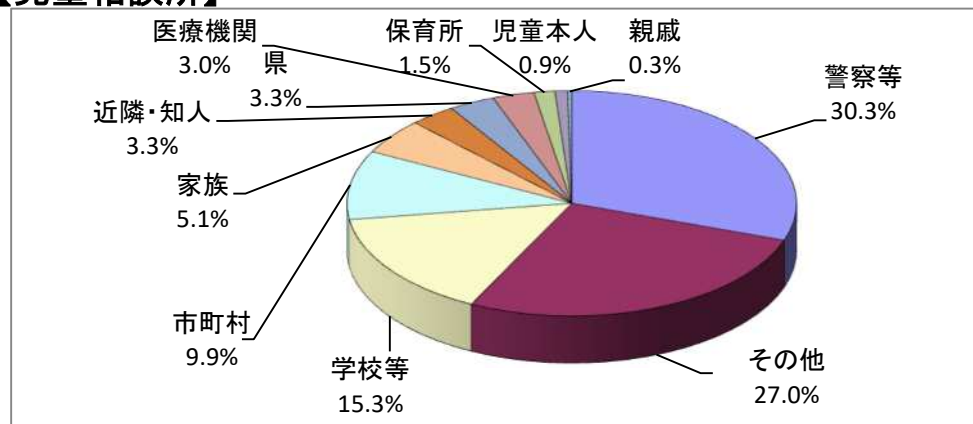
○令和7年度分から統計区分の変更により、「県」に区分されていた一部が「その他」に変更となり、令和7年度は「その他」が大幅に増加

(1)- 2 受付経路(市町村)

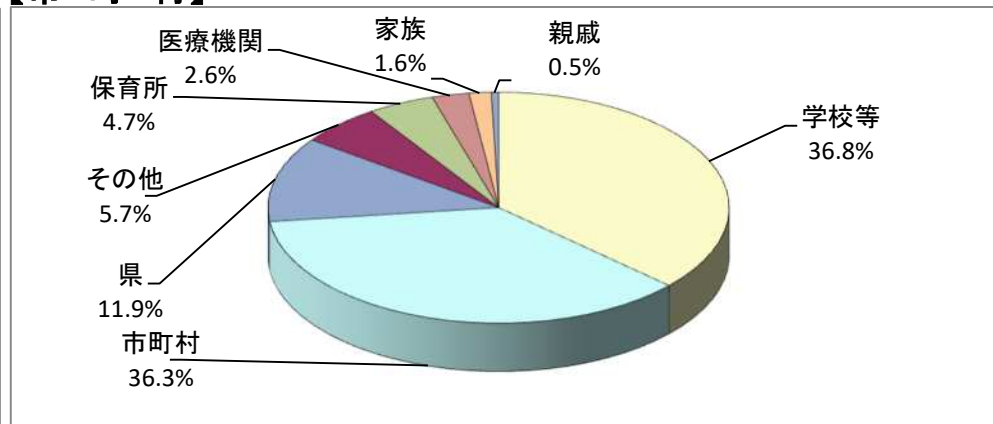
区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
R5年度	14	0	0	0	48	0	12	62	32	5	3	11	14	201
	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.9%	0.0%	6.0%	30.8%	15.9%	2.5%	1.5%	5.5%	7.0%	100.0%
R6年度	8	0	5	1	51	0	14	56	38	1	7	7	5	193
	4.1%	0.0%	2.6%	0.5%	26.4%	0.0%	7.3%	29.0%	19.7%	0.5%	3.6%	3.6%	2.6%	100.0%
R7年度	3	1	0	0	70	0	9	71	23	0	5	0	11	193
	1.6%	0.5%	0.0%	0.0%	36.3%	0.0%	4.7%	36.8%	11.9%	0.0%	2.6%	0.0%	5.7%	100.0%

○市町村に寄せられた児童虐待相談は、学校等からが71件で最も多く、全体に占める割合は36.8%となっている。次いで、市町村（他市町村、他部署等）、県（児童相談所等）からとなっている。

【児童相談所】



【市町村】



(2)-1主な虐待者(児童相談所)

区分	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母親		その他		計	
R5年度	165	46.6%	28	7.9%	150	42.4%	1	0.3%	10	2.8%	354	100.0%
R6年度	120	41.0%	34	11.6%	133	45.4%	3	1.0%	3	1.0%	293	100.0%
R7年度	159	47.7%	20	6.0%	139	41.7%	2	0.6%	13	3.9%	333	100.0%

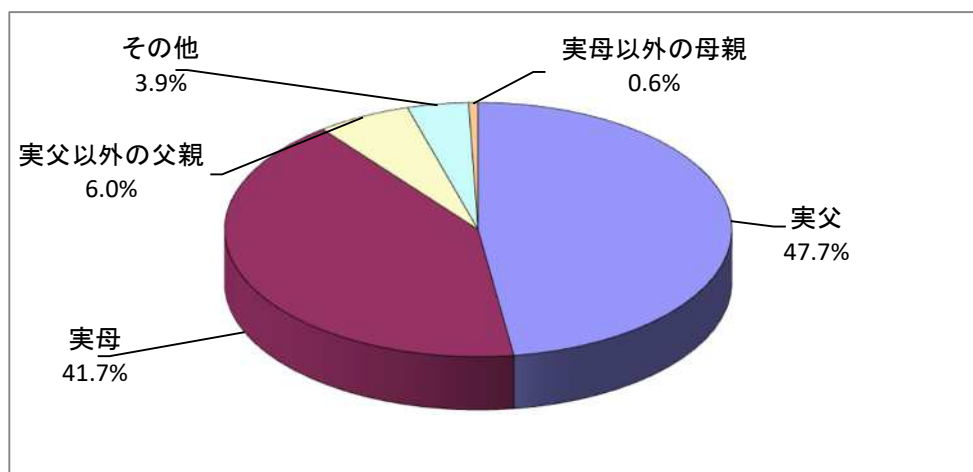
○主な虐待者は、実父が159件で最も多く、全体に占める割合は47.7%となっている。次いで実母、実父以外の父親となっている。

(2)-2 主な虐待者(市町村)

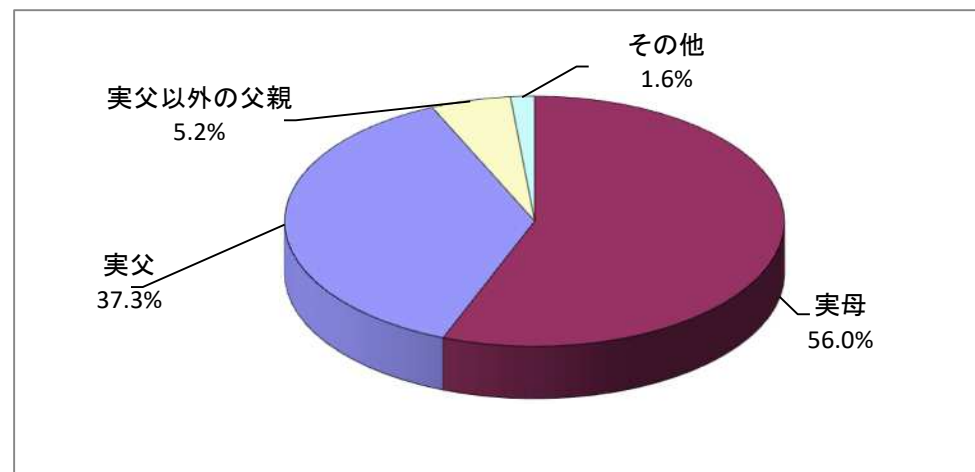
区分	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母親		その他		計	
R5年度	80	39.8%	12	6.0%	99	49.3%	5	2.5%	5	2.5%	201	100.0%
R6年度	65	33.7%	6	3.1%	116	60.1%	5	2.6%	1	0.5%	193	100.0%
R7年度	72	37.3%	10	5.2%	108	56.0%	0	0.0%	3	1.6%	193	100.0%

○主な虐待者は、実母が108件で最も多く、全体に占める割合は56.0%となっている。次いで実父、実父以外の父親となっている。

【児童相談所】



【市町村】



(3)-1 虐待種別(児童相談所)

区分	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
R5年度	110	31.1%	5	1.4%	204	57.6%	35	9.9%	354	100.0%
R6年度	69	23.5%	3	1.0%	180	61.4%	41	14.0%	293	100.0%
R7年度	124	37.2%	5	1.5%	168	50.5%	36	10.8%	333	100.0%

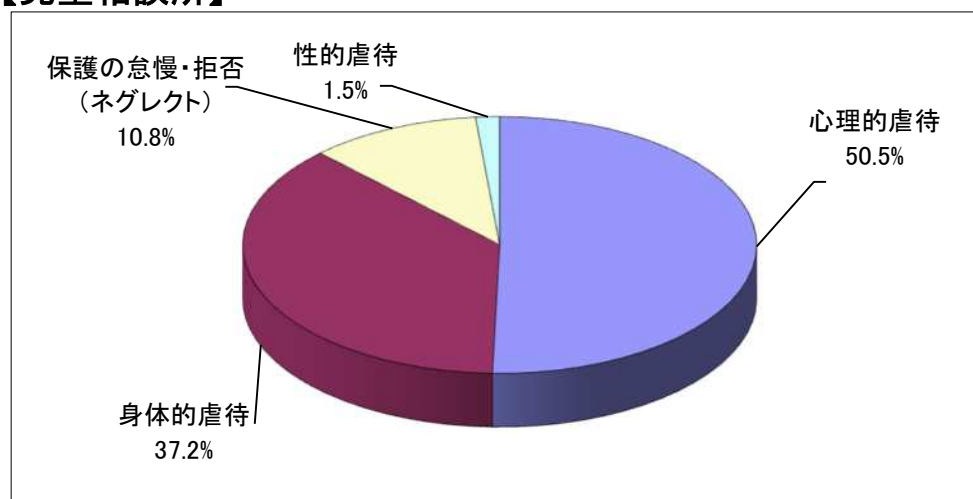
○虐待の種別は、心理的虐待が168件で最も多く、全体に占める割合は50.5%となっている。次いで、身体的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）となっている。（心理的虐待のうち面前DV等が102件）

(3)- 2 虐待種別(市町村)

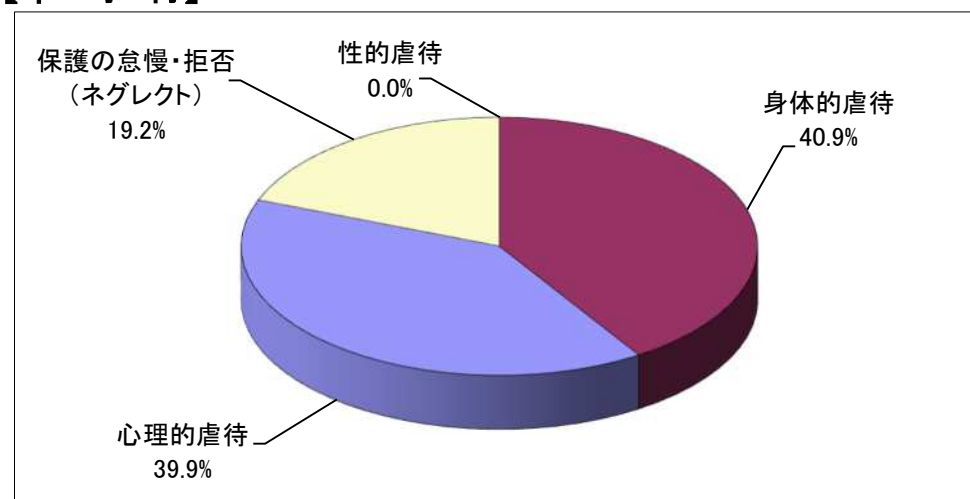
区分	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
R5年度	73	36.3%	1	0.5%	85	42.3%	42	20.9%	201	100.0%
R6年度	72	37.3%	0	0.0%	75	38.9%	46	23.8%	193	100.0%
R7年度	79	40.9%	0	0.0%	77	39.9%	37	19.2%	193	100.0%

○虐待の種別は、身体的虐待が79件で最も多く、全体に占める割合は40.9%となっている。次いで、心理的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）となっている。（心理的虐待のうち面前DV等が32件）

【児童相談所】



【市町村】



(4)-1被虐待者の年齢(児童相談所)

区分	0歳～3歳未満 (0～2歳)		3歳～学齢前 (3～6歳)		小学生 (7～12歳)		中学生 (13～15歳)		高校生・その他 (16～18歳)		計	
R5年度	43	12.1%	68	19.2%	153	43.2%	65	18.4%	25	7.1%	354	100.0%
R6年度	39	13.3%	81	27.6%	112	38.2%	40	13.7%	21	7.2%	293	100.0%
R7年度	28	8.4%	89	26.7%	142	42.6%	51	15.3%	23	6.9%	333	100.0%

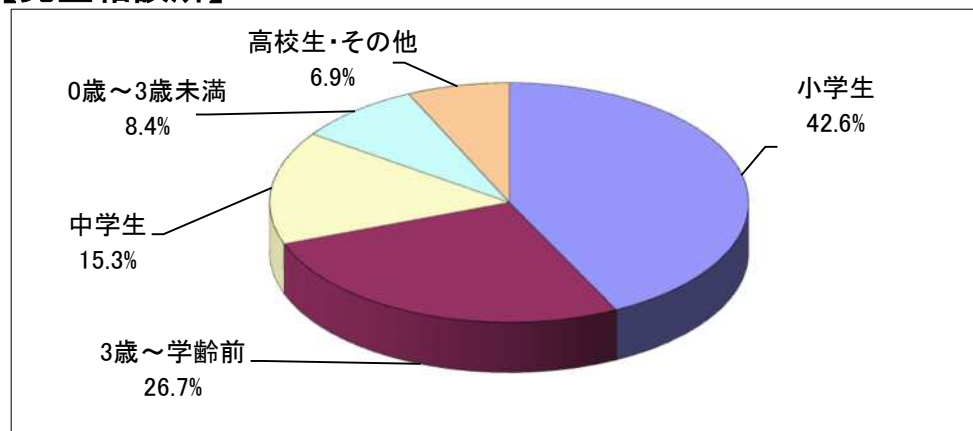
○虐待を受けている子どもの年齢は、小学生が142件で最も多く、全体に占める割合は42.6%となっている。次いで3歳～学齢前、中学生、0歳～3歳未満となっている。

(4)-2 被虐待者の年齢(市町村)

区分	0歳～3歳未満 (0～2歳)		3歳～学齢前 (3～6歳)		小学生 (7～12歳)		中学生 (13～15歳)		高校生・その他 (16～18歳)		計	
R5年度	26	12.9%	67	33.3%	82	40.8%	19	9.5%	7	3.5%	201	100.0%
R6年度	35	18.1%	65	33.7%	73	37.8%	14	7.3%	6	3.1%	193	100.0%
R7年度	46	23.8%	56	29.0%	66	34.2%	21	10.9%	4	2.1%	193	100.0%

○虐待を受けている子どもの年齢は、小学生が66件で最も多く、全体に占める割合は34.2%となっている。次いで3歳～学齢前、0歳～3歳未満、中学生となっている。

【児童相談所】



【市町村】

